

厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定等に係るスケジュールについて（報告）

令和6年7月19日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

化審法第一種特定化学物質であるペルフルオロオクタン酸関連物質としての化学物質を規定する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令の制定については、パブリックコメントを行った上で、施行は令和7年1月10日になる見込みである。

○今後の予定

（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和6年7月19日 三省合同会合^{※1}における、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令（以下「三省省令」という。）において規定する化学物質（案）に係る審議

令和6年8月以降 三省省令案に関するパブリックコメント

令和6年秋以降 三省省令の公布

令和7年1月10日 三省省令の施行

※1 薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合